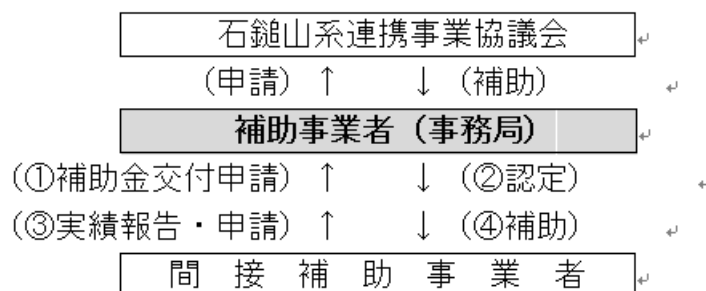


石鎚山系エリアへの観光客誘客事業補助金概要（間接補助事業者への補助） （案）

1 事業目的

石鎚山系をフィールドとし、このエリアの観光資源を活用し、観光客の誘客を推進するとともに、この石鎚山系エリアの地域活性化に寄与するため、石鎚山系グレーディングマップ及びサイクリングマップなどを活用した登山、サイクリングをはじめ各種アクティビティと、愛媛県西条市、久万高原町、高知県いの町、大川村（以下、「連携市町村」という。）の主要観光施設の周遊を目的とした企画旅行（以下、「ツアー」という。）を主催する旅行業者に対し、補助金を交付するもの。

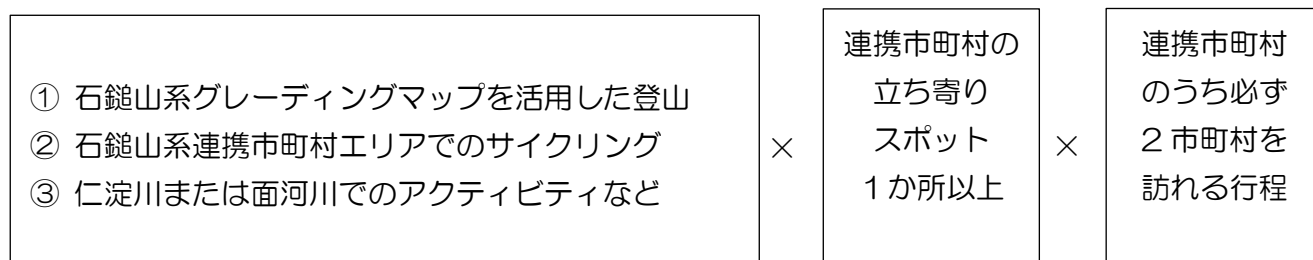
2 事業スキーム



※事務局が実施する補助は、協議会からの「間接補助」となります。

3 補助対象要件

- （１）石鎚山系エリアの下記コースのいずれか及び別途に定める連携市町村の主要観光施設等を１か所以上利用すること。



- （２）ツアー募集にあたっては、モニターツアーであること（補助金を受けていること）を明記し、ツアー実施後に、参加者に対しアンケートを実施し、協議会へ報告すること。
- （３）申請するツアーの最低参加人数は、８人以上とする。
- （４）当補助制度実施以前のツアー募集であっても、補助対象条件に合致し、ツアー未実施であり、事務局が認めるものについては、補助対象とする。
- （５）旅行業法に基づき行政庁（国土交通省又は都道府県）の旅行業の登録を受けた事業者とする。

4 補助対象期間

補助事業開始～平成31年1月31日（木）

※補助金予算の関係で、先着順で交付決定。

予算予定金額に達した場合は、補助対象期間内であっても募集を終了することがあります。

5 補助金額

（１）発地が四国外の場合

【日帰り】1 ツアー 8,000 円 + 参加人数× 500 円

【宿 泊】1 ツアー 16,000 円 + 参加人数×2,000 円

（２）発地が四国内の場合

【日帰り】1 ツアー 4,000 円 + 参加人数× 500 円

【宿 泊】1 ツアー 8,000 円 + 参加人数×2,000 円

※宿泊施設は、連携市町村内にある施設とし、旅行業法第2条で規定するホテル営業・旅館営業施設に限る。

6 交付方法

上記条件を満たすツアーを造成した実施する事業者については、必要書類「補助金交付申請書」を事務局へ提出していただき、事務局で書類等を確認の上、交付決定を行う。交付額については、実績報告に基づき決定、交付を行う。

＜交付までの流れ＞

①補助金交付申請（添付書類）提出

【必要書類】

・補助金交付申請書、ツアー行程表、参加案内、参加者数が分かる書類
旅行業登録通知書の写し（登録番号がわかるもの）

②審査、交付決定

③ツアー実施

④実績報告、補助金請求

⑤補助金額確定

⑥補助金交付